改正概要説明書	
国名：チリ	法令名：産業財産法
改正情報：産業財産に関する法律第19,039号統合版2022年8月6日公布。2021年7月5日施行の法律第21,355号改正まで反映	

改正概要：

1. 通知手段の変更

・産業財産権に関する庁からの通知の規定において，異議申立（特許・実用新案・意匠・集積回路配置・地理的表示・原産地表示は公告から45日以内，商標は公告から30日以内に可能）に関係する書類の通知手段を，従来の書留郵便から原則として電子手段に変更した（第13条）。

2. 手数料納付の規定の見直し

・特許・実用新案・意匠・集積回路配置の権利付与には手数料納付を条件とするところ，手数料が納付されなくても請求により例外的に出願日を付与でき，この場合は出願日付与後30日に納付すべきものとした。また，2期目以降の料金納付方法の選択肢を設けた。特許の出願書類はページ数によって追加手数料を要求することとした（第18条）。

・特許・実用新案・意匠・商標・集積回路配置の所有権の移転／ライセンス等の登録申請の料金納付は申請提出時にされたとみなされる旨の規定を新設した（第18条の2D）。

・手数料納付の認定がなされなかった場合の申請のみなし放棄についてその旨の記録が保管されることとし，電子的に通知されることとした（第18条の2E）。

・一旦納付された手数料は返還されない旨を規定した（第18条の2F）。

3. 商標に関する規定の見直し

・商標を共同出願する際に共同出願人内部の使用・管理の規約を設けることができる旨の規定において，品質保証目的で登録した商標は第三者に譲渡できない旨の規定を廃止した（第19条の2）。

・登録商標の排他的効力として，商業・工業施設を識別する効力を削除し，併せて，第三者が登録商標と同一・類似の商標を使用した場合，改正前は混同を生じたと擬制されていたが，混同を生じたと推定されると変更した（第19条の2D）。

・登録商標の所有者は誤認混同を生じないことを条件として，自己の旧名称等を引き続き使用することができ，また，地理的名称・地理的表示を含む登録商標の効力は第三者の記述的部分の使用には及ばない旨の規定をそれぞれ新設した（第19条の2E）。

・既登録商標に使用する商品等の広告に使用するスローガンも登録できる旨の規定を整備した（第23条）。

・団体商標，証明商標の規定を設け，定義，登録要件等の関連規定を追加整備した（第23の2A-第23条の2C）。

・商標による保護の地域的範囲として特定の商業施設に限定する旨の規定を廃止し，チリの全領域において保護される旨を規定した（第23条の2E）。

・商標登録の失効要件として，登録から5年の不使用，普通名称化等を追加し、利害関係者の請求に基づいて庁が失効宣言できる旨の規定を新設した。併せて，商標所有者が使用の立証責任を負うこと，不使用の正当理由がある場合は失効を免れること，一部無効の効果等の関連規定を設けた（第27条の2A-第27条の2D）。
・偽造，模倣した商標を付した商品を製造，販売，輸入，所持等する行為を懲役とする刑事罰の規定を新設した（第28条の2）。

4. 発明一般規定の整備
・特許出願について，パリ優先権主張を伴う特許出願について，優先期間満了日から2月以内に優先権の回復を認める旨の規定を新設した（第34条）。
・クレーム等の特許出願に必要な所定の書面を添付しなくても，12月以内に当該書面を提出すれば出願日を認定する仮出願の制度を新に導入し，その要件・効果について規定を設けた（第40条）。
・特許権の効力が及ばない実施行為の対象として医薬品に加えて農薬等を追加し，併せた旨を明記し，特許権の効力が及ばない範囲として，個人的非営利目的の行為，試験目的の実施，処方箋による医薬品調製，一時的に国内に侵入した他国の船舶・航空機等の設備等の使用を明記した（第49条）。
・いわゆる冒認特許について，正当権利者はその存続期間中，自らに特許の移転及び損害賠償を請求することができる旨の規定を新設した（第50条の2）。
・特許保護期間の追加について，起算日としての審査請求の意義を明記し，追加保護期間を最長5年とする規定を新設した（第53条の2の1）。

5. 工業図案及び意匠に関する規定の新設
・通常の工業図案及び意匠の出願をしない場合の簡易手続として，これらの寄託証明書を取得する規定を新設し，方式要件の予備審査，寄託証明書の発行，公告，有効期間（最長15年），手数料等の関連規定を設けた（第67条の2A－第67条の2H）。

6. 営業秘密に関する規定の具体化
・営業秘密の定義について，商業的価値があること，秘密保持に合理的措置を対象であること等，具体的に明確化するよう見直した（第86条）。
・営業秘密の侵害行為として，無許可の実施，秘密保持義務のあるライセンシーによる開示等を追加して具体化した（第87条）。

7. 地理的表示等に関する規定の見直し
・地理的表示又は原産地名称の登録拒絶理由として，先出願・先登録商標，未登録の使用されている商標，先行商標等を不当に利用する場合等を追加した（第95条(e)-(g)）。
・地理的表示等の承認要件の遵守の報告について，改正前は農業省が作成主体であったが，他の省庁や公共事業体に作成範囲を拡張し，報告発行期限も短縮した（第98条）。

・地理的表示等の登録が無期限であることについて，認定要件の維持を条件とし，かつ，対象商品が生産されなくなった場合は何人も登録の取消訴訟を提起することを規定する内容見直しが行われた（第100条）。

8. 侵害関連規定の整備

・産業財産権の侵害の場合について，商標の模倣行為は，逸失利益の損害賠償に代えて裁判所が決定する侵害一件ごとの固定損害額の請求を選択することができるように選択肢を追加した（第108条）。

9. 国際特許等の手続の規定の見直し

・国際特許・実用新案出願を国内移行する手続について，チリの庁が国際調査機関として調査報告書・見解書又は国際予備審査機関として国際予備審査報告書を発行した場合，出願人は当該報告書等を提出でき，関係手数料が減額される旨の規定を新設した（第118条）。

10. 経過規定

・人や動物の治療・診断方法等，生物学的材料を対象や要素とする発明特許は発明とはみなされない旨の第37条の規定の例外として，医薬品・医薬製剤やその製法等は，改正法原出願が改正法の施行後の場合には特許対象とする旨の経過規定を設けた（経過規定第1条）。

改正内容：

・第13条

庁からの通知が書留郵便から電子手段への変更に伴う改正である。

・第18条

特許，実用新案，意匠及び集積回路の回路配置については，出願日から30日以内に出願手数料納付することを条件に出願人の請求により，出願日が付与される。また，これらの維持年金および特許の出願書類の80ページを超えるページ数の割増の追加手数料が規定された。

・第18条の2D

商標登録更新料は区分あたり6月納付単位と明記され，納付時期は更新申請と同時と規定された。

・第18条の2E

産業財産権の移転などの設定登録において手数料未納の場合，放棄とみなされ，その旨を記録・保管されることとなった。

・第18条の2F

納付済手数料は返還されない旨が集約された（旧法第18条，第18条の2B，）

・第19条の2
性質又は品質保証を目的とする共同で商標登録できる旨の規定がなくなった。
・第19条の2D,
商標権が商業施設及び工業施設を識別する排他権である旨の規定がなくなった。
・第23条
一出願多区分制が規定され，商標に広告スローガンの登録が関連することから（第19条），広告スローガンを識別するために新たな商品・区分の商標を出願できる旨が明記された。
・第24条の2A
団体の構成員の商品・役務を識別する標識を団体商標と定義した。
・第24条の2B
第三者の商品・役務を識別することができる標識であって，共通の要件及び特性を満たしていることを保証する標識を証明商標と定義した。
・第24条の2C
団体商標又は証明商標の出願には，使用規約を添付することとその要件が規定され，庁が当該規約を審査する際に公序良俗違反又は消費者に誤認・混同の虞ありと判断した場合には拒絶される旨が規定された。
・第24条の2D
商標が商業施設を保護対象から外したことから（第19条の2D），商業施設を所在地域で保護する旨の規定がなくなり，単に，商標はチリの全領域が有効であると規定された。
第27条の2A
(a) 5年の不使用，及び(b) 普通名称化の容認に基づく商標登録の無効が規定された。なお，職権による無効は認められず，利害関係人の請求に基づく。
第27条の2B
商標使用の立証責任は商標権者にあること，正当な理由による不使用の容認が規定された。
第27条の2C
商標の異議申立及び無効請求についての反駁について規定された。尚，出訴とあるが，第1審法廷は産業財産庁と第5条に規定されている。
第27条の2D
商標無効は，確定時点で効力が生じ，一部無効の場合，残余の商品・役務は存続する旨が規定された。
第28条の2
登録商標を偽造する者及び営利目的で偽造商標を付して商品・役務を製造，輸入，所持又は販売する者は軽度から中程度までの懲役に処すること，並びに，模倣品を販売するために所持又は公衆に直接販売する者は軽度な懲役に処することが規定された。
第34条
優先期間満了日から2月以内に，優先権回復を請求できる旨が規定された。

第40条
新規性，有用性及び所有権について責任を有する旨の宣言書とクレームとを含まない仮特許出願を出願することができ，当該仮出願に優先権を主張することができず，仮出願日から1年以内に確定出願を提出することが規定された。
第49条
医薬品登録認証を取得する目的の実施行為は特許権の適用例外とされていたが，農薬及びその他の衛生の許可を得るための実施行為も例外に加わった。さらに，個人的かつ非営利の実施行為，専ら試験行為，処方せんなどの例外が規定された。
第50条の2
特許を受ける権利がない者が特許を取得した場合，正当な権利者は移転と損害賠償を受ける権利が，新たに規定された。
第53条の2の1
追加保護期間を計算するための特許付与までの期間について，その起算日の1つとして「審査請求」から3年の要件があるものの，本法には，「審査請求」の定義がなかった。このため「審査請求日」が専門家報告書の作成任務を専門家が引き受けた日と規定された。また，追加保護期間が5年を超えない限りで不当な行政上の遅延として証明された期間と規定された。
第67条の2A～第67条の2H
工業図案及び意匠の寄託について，手続（2A～2C），証明書の有効期間（2D：最長15年），公告（2E），実体審査（2F～2G）及び手数料（2H）に関する事項が新たに規定された。
第86条
営業秘密の要件に商業的価値を有すること及び所有者が秘密保持措置を執ることが新たに加わった。
第87条
営業秘密の侵害行為に，所有者からの許可なき実施，秘密保持義務のある者の開示又は実施が新たに規定された。
第95条
地理的表示又は原産地名称として承認されない標識又は表現として，(e)先に出願又は登録された他の識別標識，(f)未登録であるが既に使用されている識別標識，(g)登録の有無及び指定商品に拘らず，先の商標，原産地名称又は周知の地理的表示と関連付けられるかこれらの不当な利用に該当する場合，これらの複製・模倣等が規定された。
第98条
地理的表示又は原産地名称の要件遵守の報告書について，対象を農業関連の限定を廃止し，農業省から「他の省庁及び公共事業体」に庁が報告書を請求できる旨，規定された。
第100条
地理的表示又は原産地名称の登録は無期限とされていたが，認定要件が維持される限りの条件が付加され，条件を維持していないことを理由に登録取消訴訟を提起できる旨，規定された。

第108条
商標模倣の損害賠償に，裁判所が決定する単一の賠償額が新たに規定された。
第118条
国際出願手続において，庁が国際調査報告書又は国際予備審査報告書を発行した出願については，の国内段階の出願書類提出とともに回答書を作成すれば審査で考慮され，専門家手数料が半額となる旨の規定が新たに規定された。

第XIII章 経過規定 第1条
本法第37条において，(d)人体・動物の治療・診断方法，及び(f)ゲノム，生殖質を含む生物学的材料又は自然界から分離することのできる材料については保護対象外とされているが，第37条の規定に拘らず，本法施行後は如何なる医薬品等及びそれらの製造方法についてはクレームすることができることとなった。